

第 2 9 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 1 1 月 8 日

上富良野町農業委員会

第29回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年11月8日(金) 午後1時00分から午後2時25分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
2	三好 利和	3	白井 一宏	4	欠員
5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈	7	井村 昭次
8	杉本 隆一	9	岡和田 淳	10	石橋 信次
12	青地 修	13	中瀬 実		

4 欠席委員

1	長谷川裕見	11	富田 成一
---	-------	----	-------

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第5 諮問第3号 農用地利用集積計画書の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時00分）（着席）

事務局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第29回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
8番 杉本隆一 委員に合わせ、ご唱和ください。

杉本委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第29回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、12番 青地 修 君、2番 三好利和 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について、次の3件の報告をいたします。報告第1号朗読。

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
日の出地区農用地利用改善事業実施組合ほか、次のとおり利用権の設定(賃貸借16件)について
の申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるに
あたり貴会の意見を求める。

平成25年11月8日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満
たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃6番、7番、8番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 井村悦丈 委員」

井村(悦) 6番 井村です。賃6番、7番、8番、について、補足説明いたします。
委員 3月18日に日の出地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸3
件の利用集積が成立いたしました。

3件とも、〇〇の〇〇〇〇さんが亡くなられた事による賃貸であります。
賃6番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、畑10a当たり1,200~3,500
円、平成35年11月末日までの10年間で賃貸が決定しております。

賃7番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、畑10a当たり2,000~3,000
円、平成35年11月末日までの10年間で賃貸が決定しております。

賃8番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、畑10a当たり2,000~2,500
円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、賃6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃9番、10番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 館尾雄治 委員」

館尾委員 5番 館尾です。賃9番、10番について、補足説明いたします。
3月19日に旭野地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸2件の利用集積が成立いたしました。

2件とも〇〇〇〇さんの再処分による賃貸です。

賃9番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、10a当たり畑と田1,500～3,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

賃10番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇会社〇〇〇〇さん、畑10a当たり2,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

青地 職務代理 賃9で田の賃貸もありますが、単価が3,000円は低いと思いますが、田扱いがされていない農地なのか。改善組合により双方合意されているので単価について言うことはない

のですが確認です。再処分なので、きっとこれまでと同じ単価にしたと考えられますが。

館尾委員 田の扱いがされていない農地だったと思います。単価は、それまでと同じで変更されていないです。

岡和田委員 以前、農地パトロールで現地確認をした耕作されていなかった部分は、今回含まれているのでしょうか。

館尾委員 その部分の農地は、今回含まれておりません。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、賃9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃11番、12番、13番、14番について、提案に関する補足説明を願います。

「7番 井村昭次 委員」

井村(昭)委員 7番 井村です。賃11番、12番、13番、14番について、補足説明いたします。
4月4日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸4件の利用集積が成立いたしました。

4件とも〇〇地区にある〇〇〇〇さんの農地を再処分による賃貸です。
賃11番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、畑10a当たり3,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

井村（昭） 委員 賃12番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a 当たり 2,500 円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

賃13番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a 当たり 2,500 円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

賃14番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、田10a 当たり 6,000 円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、賃11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃15番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。賃15番について、補足説明いたします。
4月5日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、島津ふれあいセンターで開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○○○さん、亡くなられた○○○○さんの奥さんとなります。
受け手 ○○○○さん、これまで横の内地番の部分を賃貸されており、今回残りの内地番部分を田10a当たり6,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃16番、17番、18番、20番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。賃16番、17番、18番、20番について、補足説明いたします。
4月26日に草分地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸4件の利用集積が成立いたしました。

4件とも○○地区の○○○○さんが亡くなられた事による賃貸です。
賃16番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a当たり3,457円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

白井委員 賃17番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a 当たり 4,000 円、平成 35 年 11 月 30 日までの 10 年間で賃貸が決定しております。

賃18番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a 当たり 3,820 円、平成 35 年 11 月 30 日までの 10 年間で賃貸が決定しております。

賃20番 出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、田と畑10a 当たり 3,572 円、平成 35 年 11 月 30 日までの 10 年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

青地 賃貸の単価が、端数が付いている。おそらく耕作できない部分を除いて、全体の総面積
職務代理 で割り返したものと思う。問題は無いのだが、割り返す事で単価が低く見えてしまうので、実際に賃貸する部分を内地番で表記して行うように進めてほしい。

白井委員 耕作ができない部分など、全体の面積で割り返した計算式、単価については、別紙配布資料の特記事項に記載している。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃16番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃17番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、賃18番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃20番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃21番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。賃21番について、補足説明いたします。
4月30日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、島津ふれあいセンターで開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、○○○○さん所有の農地全部が斡旋で申出されましたが、今回1筆のみ成立となっております。畑10a当たり2,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃21番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃23番について、提案に関する補足説明を願います。
「7番 井村昭次 委員」

井村（昭）
委員

7番 井村です。賃23番について、補足説明いたします。
9月4日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a当たり3,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃23番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第4 諮問第2号「農用地利用集積計画書の作成について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○○委員の退席を求めます。

なお、富田委員は、本日欠席しておりますので、退席したものとして取り扱います。

~~（○○番 ○○○○委員 退席）~~

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第2号について、ご説明いたします。

草分地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定（賃貸借1件）についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成25年11月8日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧願ひします。

以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第2号 賃19番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。賃19番について、補足説明いたします。
4月26日に草分地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃1件の利用集積が成立いたしました。

先ほどの説明と同じく、〇〇地区の〇〇〇〇さんが亡くなられた事による賃貸です。
賃19番 出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、畑10a当たり3,022円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしくお願いたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃19番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 諮問第3号「農用地利用集積計画書の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。

事務局 旭野地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(賃貸借1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成25年11月8日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第3号 賃22番について、提案に関する補足説明を願います。

「6番 井村悦丈 委員」

井村(悦)
委員

6番 井村です。賃22番について、補足説明いたします。

6月24日に旭野地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、畑10a当たり4,000円、平成35年11月30日までの10年間で賃貸が決定しております。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃22番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

5番 館尾雄治 委員の退席を解きます。(5番 館尾雄治 委員 着席)

議 長 日程第6 「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の2件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成25年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。議案第1号 1番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、経営主の○○○○さんから息子さんの○○○○さんへ経営移譲による使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「12番 青地 修 委員」

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 青地 修 委員」

青地
職務代理

12番 青地です。議案第1号 2番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○さん、受け手 ○○○○さん、経営主の○○○○さんから息子さんの
○○○○さんへ経営移譲による使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題と
いたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による農地の一時転用申請のあった次の4件について、審議を求め
る。

平成25年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
いずれの計画も、農用地ではありますが、3年以内の一時転用であり転用目的に問題はな
いと考えます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願
います。以下、内容を朗読。

議長 議案第2号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

〇〇地区の〇〇〇〇さんの自宅の北側にある農地を火山灰採取のため、一時転用をする内容です。〇〇会社〇〇〇〇による3年間の期間です。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号 2番、3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 井村悦丈 委員」

井村(悦)委員 6番 井村です。議案第2号 2番、3番、4番について、補足説明いたします。

〇〇地区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3件の農地を冬期間、クロスカントリースキーコースとして一時転用する内容です。

〇〇〇〇が平成26年3月31日までの期間、図面のとおりクロスカントリースキーコースの周回コースとなっております。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第2号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成25年11月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 議案第3号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。11月1日に富田委員、岡和田委員とともに現地調査を行いました。申請地は、〇〇地区の〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、地目「山林」です。地目は山林ですが、現況は20年ほど前から一部を耕作し、畑として使用しております。現地確認の結果、「畑」と判定されますので、宜しくお願いします。

議長 これをもって補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第29回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問3件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時25分

上記第29回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成25年11月 8日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____